

鳥取県告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年11月24日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

退任した役員の氏名及び住所

監 事 大 原 茂 利 西伯郡大山町所子120

平成20年8月24日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 杉 谷 洋 一 西伯郡大山町平292

監 事 河 上 孝 西伯郡大山町所子424

平成21年7月26日就任 任期 平成24年5月17日まで